

平成26年4月18日

内閣総理大臣 安倍晋三 殿

人事院総裁 一宮 なほみ

採用試験における対象官職及び種類に関する政令の制定に関する意見の申出

人事院は、国家公務員法等の一部を改正する法律（平成26年法律第22号）による改正後の国家公務員法第45条の2に基づく採用試験における対象官職及び種類に関する政令について、別紙の内容を踏まえて定められるよう、同条第4項及び国家公務員法等の一部を改正する法律附則第2条第1項の規定に基づき、意見を申し出ます。

なお、今後、具体的な政令案が提示された際には、それに対して改めて意見を表明することとします。

別紙

第 1 採用試験における対象官職

1 国家公務員法（以下「法」という。）第45条の2第1項第1号の政令で定める官職は、次に掲げる官職とすること。

- (1) 法第34条第2項に規定する標準的な官職（以下単に「標準的な官職」という。）が、標準的な官職を定める政令に規定する内閣府令で定める標準的な官職等を定める内閣府令（平成21年内閣府令第2号）（(2)において「内閣府令」という。）第18条の表の下欄に掲げる審査官補である職制上の段階に属する官職
- (2) 標準的な官職が、内閣府令第25条第2項から第5項までの表の下欄に掲げる海事技術専門官である職制上の段階に属する官職
- (3) 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第2項に規定する特定独立行政法人の職員の占める官職のうち、法第45条の2第1項第1号に規定する政策の企画及び立案又は調査及び研究に関する事務をその職務とする係員の官職に相当する官職

2 法第45条の2第1項第3号の政令で定める官職は、次に掲げる官職とすること。

- (1) 皇宮護衛官の官職
- (2) 法務省における次に掲げる官職
 - ア 少年鑑別所における少年の資質の鑑別及び刑事施設における被収容者の資質の調査に関する業務に従事することを職務とする官職
 - イ 法務教官の官職
 - ウ 保護観察その他更生保護に関する業務に従事することを職務とする官職

- (3) 外務公務員法（昭和27年法律第41号）第2条第5項に規定する外務職員（3(3)において「外務職員」という。）で同項に規定する外交領事事務に従事するものの占める官職のうち、特定の地域若しくは分野に係る高度の専門的知識又は特定の語学に係る高度の能力を用いて業務に従事することを職務とする官職
- (4) 財務局における主として国の予算及び決算、国有財産の管理及び処分並びに金融機関等の検査その他の監督に関する業務に従事することを職務とする官職
- (5) 内国税に関する調査若しくは検査又は内国税の賦課及び徴収の業務に従事することを職務とする官職
- (6) 検疫所における食品衛生監視員の業務に従事することを職務とする官職
- (7) 労働基準監督官の官職
- (8) 航空交通管制に関する業務に従事することを職務とする官職
- (9) 刑務官の官職
- (10) 入国警備官の官職
- (11) 航空保安大学校本科学生の官職
- (12) 海上保安大学校本科学生の官職
- (13) 海上保安学校本科学生の官職
- (14) 気象大学校大学部学生の官職

3 法第45条の2第1項第4号の政令で定める官職は、次に掲げる官職のうち、その職務の遂行に当たり、民間企業における実務の経験その他これに類する経験を活用することが見込まれるものとする。

- (1) 標準的な官職が課長補佐である職制上の段階に属する官職であって、本府省内部部局等において政策の企画及び立案並びに実施等の業務に従事することを職務とするもの
- (2) 標準的な官職が係長である職制上の段階に属する官職であって、本府省

内部部局等において政策の企画及び立案並びに実施等の業務に従事することを職務とするもののうち、次に掲げる官職

ア 総合調整及び法令案の作成業務に従事することを職務とする官職

イ 技術的な知識及び経験を活用して業務に従事することを職務とする官職

(3) 外務職員が占める官職のうち、次に掲げるもの

ア 標準的な官職が、外務職員の標準的な官職を定める省令（平成21年外務省令第4号）（イにおいて「外務省令」という。）の表1の項第4欄に掲げる課長補佐である職制上の段階に属する官職

イ 標準的な官職が、外務省令の表1の項第4欄に掲げる書記官である職制上の段階に属する官職

第2 採用試験の種類に係る一定の範囲の知識、技術その他の能力を有する者

1 法第45条の2第2項第1号の一定の範囲の知識、技術その他の能力（以下「知識等」という。）を有する者として政令で定めるものは、次に掲げる者とする。

(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学院の修士課程又は専門職大学院の課程を修了した者と同程度の知識等を有する者

(2) 学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。以下単に「大学」という。）を卒業した者と同程度の知識等を有する者

2 法第45条の2第2項第2号の一定の範囲の知識等を有する者として政令で定めるものは、次に掲げる者とする。

(1) 大学を卒業した者と同程度の知識等を有する者

(2) 学校教育法に基づく高等学校（3において単に「高等学校」という。）を卒業した者と同程度の知識等を有する者

3 法第45条の2第2項第3号の一定の範囲の知識等を有する者として政令で

定めるものは、次に掲げる官職の区分に応じ、それぞれ定める者とする。

(1) 第1の2の(1)及び(5)の官職 次のア及びイに掲げるそれぞれの者

ア 大学を卒業した者と同程度の知識等を有する者

イ 高等学校を卒業した者と同程度の知識等を有する者

(2) 第1の2の(2)から(4)まで及び(6)から(8)までの官職 大学を卒業した者と同程度の知識等を有する者

(3) 第1の2の(9)から(14)までの官職 高等学校を卒業した者と同程度の知識等を有する者

4 法第45条の2第2項第4号の一定の範囲の知識等を有する者として政令で定めるものは、第1の3の官職のそれぞれについて、大学の卒業後、民間企業における実務の経験その他これに類する経験を通じ、それぞれの官職の職務を遂行するために必要な知識等を有するものとする。

第3 下位法令に関する人事院の意見聴取

採用試験における対象官職及び採用試験の種類に係る一定の範囲の知識等を有する者について、その具体的な内容を政令から下位法令に委任する場合には、公正性の確保を図るため、当該下位法令に関する人事院の意見聴取の仕組みを設けること。